

## 別紙2

### 審査の結果の要旨

論文提出者氏名 藤波伸嘉

藤波伸嘉氏より提出された学位請求論文は、「青年トルコ革命の政治文化－オスマン立憲政と非ムスリム共同体、1908-1913年－」と題するものである。

本論文は、オスマン帝国の第二次立憲政前半期における非ムスリム共同体をめぐる政治過程と正統性言説を中心に、青年トルコ革命の政治文化の一端を解明したものである。同時に、青年トルコ革命を政治史と思想史の両面から再検討している。

これまでの研究では、18世紀末以降の「末期オスマン史」を「トルコ近現代史」として叙述することが多く、非トルコ諸民族の歴史叙述は「ギリシア史」や「ブルガリア史」という各国史の枠組みでおこなわれてきた。また、「青年トルコ時代」論や近代帝国論、宗派政治論やアイデンティティ・ポリティクス論も、各国史的な歴史叙述に基づいていた。こうした研究動向と並行する形の「オスマン思想史」も、民族意識をめぐる各国史的な「主義」の発展史で論じられがちであった。第二次立憲政期の最大の政治集団、統一派は、しばしば「トルコ人」の政治主体と見なされるため、民族集団を政治主体と見なす理解が助長されてきたのであった。近年ではオスマン史研究においても、「市民社会」を重視する潮流が高まってきたが、この種の研究は、末期オスマン帝国における統治集団の「イスラーム主義化」や「トルコ主義化」を前提にするせいか、オスマン社会の多民族多宗教的「公共性」について十分な議論をおこなっていない。

藤波氏は、このように研究史を整理しながら、「主義」や「意識」のみで動かない現実政治や政治家の現実主義的な行動様式に着目し、「政治」と「思想」との有機的な連関を重視した。そして氏は、青年トルコ革命がタンズィマートと新オスマン人以来の立憲的国民統合の課題の正統な後継者であり、非ムスリムの処遇が現実の政治過程で争点となった点を考察した。この際、事例研究として、ことにギリシア正教徒共同体を取り上げ、立憲主義を中核とする正統性言説が、革命後の政治過程でどのような争点をもたらし、その結果として各政治主体相互の関係にいまなる変容を強いたのかを考察した。

藤波氏は、その考察の結論として、20世紀初頭のオスマン帝国において、立憲主義の正統性が異なる民族や宗派が広く共有されていた点を明らかにした。氏は、30年前にすでに一旦は憲法制定を実現しており、新たな憲法の制定でなく、その復活こそ革命の目標だ

ったという事情に起因する面が大きいと主張する。オスマン帝国の政治家は、民族や宗派の利害に関わる問題において、立憲主義を援用することで自己の立場を正当化しようとしたのである。この結果、民族や宗教をめぐる諸問題は、必ずしも民族主義対民族主義、あるいは宗派主義対宗派主義という形でなく、立憲主義の解釈をめぐる論争として表出したと氏は考える。

その焦点として氏は、教育や兵役に関する、非ムスリム各共同体の「宗教的特権」をめぐる問題を扱った。その際、オスマン政府・統一派やそれを支持するトルコ語新聞が、公と私、政治と宗教の分離を前提にした上で、前者の領域における国民個人々の平等とそれに基づく多数決原理による「公益」実現とを求めるのに対し、ギリシア人は、多数決原理の単純な適用は少数派の権利の否定に等しいと反発したことが明らかにされる。つまり、共和主義的解釈と共同体主義的解釈との相克という主旋律の中、公私区分や平等の主体、多数決原理の是非が争点となったわけである。

こうした点を明らかにした藤波氏は、ムスリムと非ムスリムの双方が、時々の利害関係に基づき、立憲主義解釈を使い分ける戦術を駆使していた結果、以上の論点もしばしば政策的に利用されたと強調する。それはギリシア人の場合にとくに著しいという。つまり、オスマン帝国の憲政運用において、公と私、政治と宗教をめぐる問題は、イスラームやキリスト教それぞれの教説に内在的な問題としてあったのではなく、歴史的な前提や権力政治の動向、所与の政治単位内部の人口の多寡や外圧の有無という地政学的条件に大きく左右される形で表出していたと証明する。

こうした問題は、当時も現在も、およそ多民族多宗教的環境で憲政運用を行なう限り観察される問題であり、オスマン立憲政だけに特有の欠陥だった訳でない注目すべき結論に近づく。問題はむしろ、前代ハミト期の「政治」の不在の負の遺産として、政策の統合を実現する回路が人的にも制度的にも完成しないうちに、競合する種々の立憲主義解釈の調和に関する輿論も熟さないままに、バルカン戦争の破局を迎えた点にあったという指摘は説得的である。これは、オスマン帝国の存続が「東方問題」の論理に左右された点こそオスマン立憲政の命運を定めたという結論につながる。オスマン立憲政の「失敗」とは、ムスリム多数派の下での多民族多宗教的な憲政運用に基づく国民統合およびそれを通じたオスマン領内の問題を自主的に解決しようとする試み自体が、キリスト教を基礎にしながら帝国主義を推進した西洋列強諸国の構築した国際秩序、つまり「ヨーロッパの協調」からは容認できなかったことに起因したというのである。

こうした注目すべき論証と分析を踏まえ、第一次世界大戦後になると、歴史叙述が各国史に分断される中、オスマン国民形成の試みそれ自体の不可能性が自明視されるに至ったという魅力的な結論を導いている。オスマン立憲政の経験とは、多民族と多宗教の環境における憲政の運用という興味深い歴史的事例に係わるものであり、その試みを考察する文脈自体が、時の支配的な価値規範によって左右されがちだったのである。以上の点を本論文は、オスマン・トルコ語とギリシア語とフランス語の基本史料に加えて、アラビア語やロシア語などの二次史料も咀嚼しながら明らかにした。一部に日本語表現の晦渋さや論理展開の齟齬も見られるが、全体として見れば瑕疵でしかなく、国際水準に達する重厚な学位論文であるという点で審査委員会の見解は一致した。

その結果、論文提出者 藤波伸嘉氏は博士（学術）の学位を受けるにふさわしい十分な学識を有するものと認め、審査委員全員により合格と判定した。